2024年7月改訂

貯法	室温保存

動物用医薬品

犬糸状虫症予防剤

要指示医薬品　指定医薬品

承認指令書番号	パナメクチン錠S34　15消安第6627号
	パナメクチン錠S68　15消安第6628号
	パナメクチン錠S136　29動薬第424号
	パナメクチン錠S272　29動薬第425号
販売開始年月	平成16年6月

パナメクチン®錠S34
パナメクチン®錠S68
パナメクチン®錠S136
パナメクチン®錠S272

パナメクチン錠は、抗寄生虫活性物質であるイベルメクチンを主成分とする犬糸状虫の寄生予防剤です。

【成分及び分量】

品　　名	パナメクチン錠S34	パナメクチン錠S68
有効成分	イベルメクチン	
含　　量	1錠中34μg	1錠中68μg

品　　名	パナメクチン錠S136	パナメクチン錠S272
有効成分	イベルメクチン	
含　　量	1錠中136μg	1錠中272μg

【効能又は効果】

犬；犬糸状虫の寄生予防

【用法及び用量】

毎月1回、1ヶ月間隔で体重1kg当たりイベルメクチンとして6～12μgを経口投与する。
投与期間は、犬糸状虫感染開始後1ヶ月から感染終了後1ヶ月までとする。

【使用上の注意】

「基本的事項」

1　守らなければならないこと

（一般的注意）

・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。

（取扱い及び廃棄のための注意）

・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
・小児の手の届かないところに保管すること。

2　使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

「専門的事項」

①対象動物の使用制限等

・本剤の子犬への投与は、離乳後に開始すること。

②重要な基本的注意

・本剤の投与前には健康状態について検査し、異常のある犬には投与しないこと。
・本剤の投与前には犬糸状虫感染の有無を集虫法、抗原検査法等により検査すること。
・犬糸状虫感染犬に本剤を投与する場合、成虫およびミクロフィラリアを駆除するなど適切な処置を行い投与すること。
・コリー犬及びその系統の犬種に対し、イベルメクチンが神経毒性を示すおそれがあるという報告があることから、コリー犬及びその系統の犬種に投与する際は使用の是非を慎重に判断すること。
・過剰投与にならないように、本剤の投与前には体重を測定すること。
・本剤は犬糸状虫成虫には効果がないため、成虫駆除を目的として使用しないこと。

③相互作用

・本剤を他の犬糸状虫症予防薬と併用しないこと。

④副作用

・犬糸状虫感染犬に本剤を投与した時、本剤との因果関係は明らかでないが、急性犬糸状虫症（大静脈症候群）、歩様異常、元気消失、食欲不振などが現れるとの報告がある。

【包装】

パナメクチン錠S34　100錠
パナメクチン錠S68　100錠
パナメクチン錠S136　60錠
パナメクチン錠S272　60錠

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社　営業部
〒860-0083 熊本市北区大窪一丁目6番1号
TEL：096（345）6505　FAX：096（345）7879
https://www.vet.meiji.com/

製造販売元

明治アニマルヘルス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html）にも報告をお願いします。